

川崎市外に所在する事業所用の令和2年度自治体単独加算について

- 川崎市外かつ神奈川県内に所在する事業所であって、川崎市からの利用者を受入れた場合、その事業所を所管する自治体が定めた単独加算を当該利用者についても算定可能です。

(例)

相模原市に所在する共同生活援助事業所が川崎市からの利用者を受入れた場合、相模原市単独加算を川崎市に対して請求することができる。

- 県、横浜市、相模原市（以下「3縣市」という。）それぞれの単独加算について、各自治体に請求するときと同じ単位となるよう、川崎市においても設定しています。
(サービスコードは異なる場合がありますので、よく確認してください。)

- 算定対象となる要件等については、各3縣市の要綱・要領等を御確認ください。

- 川崎市外所在の事業者は、別紙に掲載している川崎市が定めた単独加算を算定できません。
ただし、共同生活援助の「家賃助成加算」については、上記によらず算定可能です。ただし、当該加算は支給決定を伴うものですので、受給者証を御確認の上、対象者につき御請求ください。

◆家賃助成加算 サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	サービス表示名称	単位【円】
330996	(市) GH家賃助成加算(月額)	(市) 家賃助成加算	27,000
330997	(市) GH家賃助成加算(日割り額)	(市) 家賃助成加算日割り	—

(参考) 家賃助成加算対象者

所得区分が低所得又は一般の利用者であって、身体障害者又は知的障害者を主たる対象として運営している共同生活援助事業所を利用する者。(ただし、体験入居時を除く。)

- また、一部加算については、対象としておりません。対象とする加算については、サービスコード表に記載しておりますので御確認ください。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害計画課給付係

TEL 044-200-2675

FAX 044-200-3932